

「日本腎臓病薬物療法学会誌」 投稿規定

The Japanese Journal of Nephrology and Pharmacotherapy: JJNP

1. 投稿資格

筆頭著者は本学会員であることが必要である。但し、本学会から寄稿を依頼した場合は、この限りではない。

2. 論文内容

- ① 腎臓病薬物療法に関するもので、倫理的、科学的に適切に行われ、かつ未発表で他誌に投稿予定のないものとする。
- ② 論文の形式は総説、原著、短報、症例報告のいずれかで、各内容は以下の通りとする。
 - 1) 総説：一つまたは複数のテーマに関して、過去の論文をまとめ、解説したものとする。
 - 2) 原著：独創的研究により得られた新しい知見を含むものとする。
 - 3) 短報：断片的な研究ではあるが、新しい知見があり、かつ社会的にも重要であって迅速な報告が必要なものとする。
 - 4) 症例報告：自らが経験した症例に関する報告で、腎臓病薬物療法の臨床・研究に大きく寄与できるものとする。

3. 倫理

- ① ヒトを対象とする調査研究は、ヘルシンキ宣言¹⁾の精神に基づき、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針²⁾」を遵守すること。
- ② 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を含む研究の場合は、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針²⁾」を遵守すること。
- ③ 動物実験を含む研究の場合は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針³⁾」を遵守すること。
- ④ いずれも最新の指針に基づき、遵守した倫理指針を本文中に明記すること。
- ⑤ 倫理審査委員会の承認を得た場合は、承認番号を明記すること。

1) ヘルシンキ宣言<和文> (世界医師会: 日本医師会訳)

<http://www.med.or.jp/wma/helsinki.html>

2) 研究に関する指針について(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/>

3) 実験動物等の基本方針(文部科学省)

<http://www.lifescience.mext.go.jp/policies/dobutsu.html>

4. 投稿様式

- ① 論文は、和文または英文とする。
- ② 『日本腎臓病薬物療法学会誌執筆ガイドライン』(別紙)にしたがい作成すること。
- ③ 論文の構成は、「表題、著者氏名、所属名、要旨、キーワード、本文」とする。

- ④ 和文論文の場合は、別紙に英文による表題、著者名、所属名および要旨を記載し添付すること。英文論文の場合は別紙に要旨の和訳を記載し添付すること。
- ⑤ 英文論文は英語を母国語とする校閲者 (native speaker) の校閲を受け、その校閲者の名前・所属を署名すること。また、英文校閲業者による校閲を受ける場合は、その業者の発行する証明書を添付すること。当該英文の修正があった場合も原則として、修正後に再校閲を受け、署名または証明書を提出すること(署名、証明書等は全て pdf として事務局に送付)。なお、編集委員会で英文の校正が必要と判断した場合には、別途、その実費を著者に請求することがある。
- ⑥ 本文の末尾に利益相反 (conflict of interest; COI) について記載すること。
- ⑦ 投稿時は、学会ホームページに掲載している投稿申込書に必要事項を記載し、投稿規程チェックリストを確認の上、原稿とともに提出すること。

5. 掲載料

- ① 掲載料は無料とする。
- ② 別刷は 30 部贈呈するが、それ以上必要な場合は、著者校正返送時に 10 部単位で希望部数を朱書して申し込み、費用は著者の負担とする。50 部 (無料分 30 部を含む) までは一律 3,000 円 (税別) とし、それ以上は 50 部ごとに 2,000 円 (税別) とする。

6. 原稿の採択および校正

- ① 投稿論文の採否は、原則として 2 名以上の審査員の評価 (複数査読制) に基づき、編集委員会で決定する。
- ② 査読終了後の再投稿は、原則 60 日以内とし、それ以後は新規論文として扱うものとする。
- ③ 採択後の校正は、初校のみ著者に依頼するが、以後は編集委員会で行うものとする。著者による校正は、字句の訂正に止める。

7. 著作権および著作者の人格権

- ① 論文の内容については、著者が責任を負う。
- ② 共同研究の論文の場合は、著作権法第 64 条第 3 項の規定を適用し、共同著作物 (論文) の著作者の人格権を代表して行使される 1 名を選び、原稿論文の氏名の右上肩にアスタリスク (*) を付ける。編集委員会は、この著者を論文内容、その他についての実質的な代表責任者とみなす。
- ③ 論文が受理された場合、著作権は本学会に委譲するものとする。

8. 利益相反

- ① 著作が開示する義務のある利益相反 (COI) は、投稿内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものであり、論文中に明示しなければならない。
- ② 具体的な内容については日本腎臓病薬物療学会の定める「利益相反 (COI) に関する指針 (別表)」の中で該当するものを記載することとする。なお、申告すべきものがない場合は、「利益相反自己申告: 申告すべきものなし」と記載すること。

9. 二重投稿, 盗用, および捏造に対する罰則規定

- ① 二重投稿, 盗用, 捏造が認められた場合には掲載を取り消すことがある。
- ② 前項により掲載が取り消された場合, 当該論文の著者(共著者を含む)は取り消された日から5年間, 本誌への投稿ができないこととする。
- ③ 著者の雇用主や所属団体への告知および調査依頼などを行うことがある。

10. 原稿送付

原稿, チェックリスト, その他必要な書類はすべてeメールの添付書類として以下の送付先に送付すること。

「日本腎臓病薬物療法学会」事務局

e-mail: maf-jsnp@mynavi.jp

〒100-0003 千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル(株)毎日学術フォーラム内

TEL: 03-6267-4550, FAX: 03-6267-4555

11. 規定の改正

この規程を改正する場合は, 理事会の議を経なければならない。

付 則

1. 本規定は, 2011年12月1日から施行する。
2. 2012年2月1日 改訂
3. 2012年3月23日 改訂
4. 2012年4月4日 改訂
5. 2012年5月11日 改訂
6. 2012年5月15日 改訂
7. 2012年6月5日 改訂
8. 2013年10月12日 改訂
9. 2013年10月25日 改訂
10. 2014年6月13日改訂
11. 2016年5月1日改訂
12. 2016年7月1日改訂
13. 2017年7月1日改訂

別表

「日本腎臓病薬物療法学会誌利益相反 (Conflict of interest; COI) に関する指針」

- ★ 著者全員の前年 1 年間 (1 月 1 日～12 月 31 日) の利益相反 (COI) について, 下記の項目に該当する場合, 論文の本文末尾にその状況を記載すること。

記

- ① 講演料: 1 つの企業・団体からの年間合計 50 万円以上
- ② 原稿料: 1 つの企業・団体からの年間合計 50 万円以上
- ③ 報酬額: 1 つの企業・団体から年間 100 万円以上
- ④ 株式の利益: 1 つの企業から年間 100 万円以上, あるいは当該株式の 5% 以上保有
- ⑤ 特許使用料: 1 つにつき年間 100 万円以上
- ⑥ 研究費・助成金などの総額: 1 つの企業・団体からの研究経費を共有する所属部局 (講座, 分野あるいは研究室など) に支払われた年間総額が 200 万円以上
- ⑦ 奨学 (奨励) 寄付金などの総額: 1 つの企業・団体からの奨学寄付金を共有する所属部局 (講座, 分野あるいは研究室など) に支払われた年間総額が 200 万円以上
- ⑧ 企業などが提供する寄附講座: (企業などからの寄附講座に所属している場合に記載)
- ⑨ その他: 研究とは直接無関係な旅行, 贈答品などの提供については, 1 つの企業・組織や団体から受けた総額が年間 5 万円以上とする

以上